

事業所税減免申請について

減免申請書を提出する際は、下表の『添付する書類』の欄の例示を参考に、申請事由を証明する書類(最新のもの)を添付してください。
 なお、申請事由を証明する書類が提出されない場合は、減免申請を不承認とする場合がございますので、必ず添付していただきますようお願いいたします。
 ※前年から継続して申請する場合であっても、申請事由を証明する書類は毎年添付が必要となります。

番号	減免対象施設等	減免割合		根拠法令 (※)	添付する書類(例示)
		資産割	従業者割		
1	指定自動車教習所	1/2	1/2	第1項	<ul style="list-style-type: none"> ●宮城県公安委員会発行の指定書の写し ●建物配置図及び平面図 ●対象施設に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
2	生徒・児童等の旅行の用に供するバス事業に係る施設	市長が必要と認める割合	市長が必要と認める割合	第2項	<ul style="list-style-type: none"> ●東北運輸局発行の一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し ●乗務記録又は総走行キロ数及び生徒等のための旅行に係る総走行キロ数が明らかになる書類 ●事務所と事務所以外の施設の区分が明らかになる建物配置図及び平面図 ●対象事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等) ●減免対象以外の事業を併せて行っている場合は、その事業と減免対象事業との区分が明らかになる平面図及び減免対象以外の事業に従事する従業者数並びに給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
3	酒類卸売業に係る酒類保管のための倉庫	1/2	×	第3項	<ul style="list-style-type: none"> ●所轄税務署長発行の酒類販売の免許書の写し又は証明書 ●酒類の保管の用に供する施設が明らかになる建物配置図及び平面図 ●在庫量の按分により床面積を算定する場合には、年間の在庫量が確認できる書類
4	タクシー事業の用に供する施設	全部	全部	第4項	<ul style="list-style-type: none"> ●東北運輸局に届け出た各営業所の届出書の写し ●タクシー事業の用に供する施設及び事務所等が明らかになる建物配置図及び平面図 ●タクシー事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
5	小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付けを受けて設置した施設	全部	全部	第5項	<ul style="list-style-type: none"> ●宮城県発行の貸付決定通知書 ●地方税法701条の34第3項第18号に規定する事業であることを証明する書類 ●平面図 ●貸付けを受けて設置した施設に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
6	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第6項	<ul style="list-style-type: none"> ●農林中央金庫の定款の写し ●本来の事業の用に供する施設を明らかにする平面図 ●本来の事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
7	農業、水産業協同組合及び森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	第7項	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員の共同利用の用に供する施設が明らかになる平面図 ●組合員の共同利用の用に供する施設に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
8	古紙の回収事業の用に供する施設	1/2	×	第8項	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙の回収、販売業を行う者であることを証明する書類(定款の写し等) ●古紙の回収、販売の用に供する施設が明らかになる平面図
9	家具の保管のための施設	1/2	×	第9項	<ul style="list-style-type: none"> ●家具の製造業又は販売業を行う者であることを証明する書類(定款の写し等) ●家具の保管の用に供する施設が明らかになる平面図
10	ビルの室内清掃及び設備管理等に従事する者	×	全部	第10項	<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者であることを証明する書類(宮城労働局へ提出する「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」の写し) ●ビルの室内清掃、設備管理等の事業に直接従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
11	演劇興行業の用に供する施設	1/2	×	第11項	<ul style="list-style-type: none"> ●定員制をとっていることを証明する書類 ●劇場等の平面図
12	果実飲料又は炭酸飲料の保管のための倉庫	1/2	×	第13項	<ul style="list-style-type: none"> ●日本農林規格に適合する果実飲料又は炭酸飲料を製造していることを証明する書類(農林水産大臣発行の承認証又は認定証の写し、登録格付機関発行の検査結果の通知書等) ●果実飲料等の保管の用に供する施設が明らかになる建物配置図及び平面図
13	列車内食堂及び売店に従事する者	×	1/2	第14項	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道業者、軌道経営者との契約で、列車内で食堂等を営んでいることを証明する書類 ●列車内食堂や売店事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
14	綿の原材料又は製品の保管の用に供する施設	1/2	×	第15項	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者に該当することが明らかになる書類 ●綿の製造業を行う者であることを証明する書類(定款の写し等) ●原材料等の保管の用に供する施設が明らかになる平面図
15	つけ物の製造施設	3/4	×	第16項	<ul style="list-style-type: none"> ●つけ物の製造業を行う者であることを証明する書類(定款の写し等) ●つけ物の製造の用に供する施設が明らかになる平面図
16	倉庫業者の倉庫又は一般港湾運送事業及び港湾荷役事業の用に供する上屋	全部	全部	第17項	<ul style="list-style-type: none"> ●倉庫業、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業に係る登録証等の写し ●東北運輸局に届け出た倉庫等の設置届出書等の写し ●対象施設が明らかになる建物配置図 ●対象施設に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)
17	教科書の出版の事業の用に供する施設	1/2	1/2	第18項	<ul style="list-style-type: none"> ●出版物の販売事業に係る総売上金額を証明する書類 ●教科書の出版に係る売上金額を証明する書類 ●教科書出版事業の用に供する施設が明らかになる平面図 ●教科書出版事業に従事する従業者数及び給与総額が明らかになる書類(支払給与一覧表等)

※ 根拠法令については「仙台市市税条例第11条第1項第3号並びに仙台市市税条例施行規則第4条及び同別表第5」を省略して記載しています。